

# あきる野民報

発行責任者/松平重幸 TEL & FAX 558-0718

住民の利益をまもり、  
「住民こそ主人公」の  
あきる野市政実現をめざして!

2006.3.12 No.435 (毎月2回発行)

## あきる野市新年度(06年)当初予算案

この庁舎の維持管理だけで  
年間1億2千2百万円。



# 市民負担は増え 安全を守る施策は後退

赤字経営が予想される

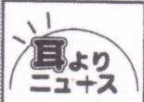
## 温泉施設になんと

### 約十七億円も投入!!

あきる野市は二月二十日、新年度(〇六年)当初予算案を発表しました。一般会計は約二百七十三億円です。市債(借金は三十七億八千九百万円)で前年度より十五億七千七百万円増えています。総予算の十四・三%も借金が計上されています。

## 国民健康保険税、介護保険料、 大幅値上げで市民負担スツシリ

今度の予算で、市民の生活に直接ひびくのは合併後五回の国民健康保険税の引き上げです。他市町村なみにムダな支出を押さえて、一般会計から繰り出しをすればこんな連続値上げをしなくても済むはずですが、国民健康保険税、介護保険料、さらには大きいのは介護保険料の大幅値上げです。平均で約一・五倍の値上げになります。これは小泉自公政府が介護給付費に対する国の補助を、五十%から二十五%に減らした弱いものいじめの施策のためです。



## 「温泉建設やめよ」で元議員や 有識者らの声あげる

「耳より ニュース」 設立を「定款も示さず、時間がないと議会で強行し決めました。しかし先日、出資団体の役員が決まらず、四月以降に先延ばしと説明がありました。そんな中、温泉建設予算に約十七億円が計上されました。これを聞いて、元議員や有識者らが「温泉建設はやめるべきだ」と声を上げ始め、地域でも同様の声が多く聞かれます。

昨年九月の議会で、二億九千万円もかけ温泉建設を進める第三セクター「新四季創造株式会社」設立を「定款も示さず、



現在、「ピッピ」には1才さんが3人、ずいぶんこどもらしくなって、お互いの存在が気になるこのごろです。おもちゃをはさんでむかいあい、何やらこしょこしょ話したり、窓辺で2人「でんしゃきた!!」と騒いでみたりする「おしゃべりごっこ」がはじまりました。おとななどでは、片言でも会話になったり、言われていることがわかるので遊びになりにくい。この時期のひと同士だからこそ成り立つ貴重な時間だと思います。「イヤ!」が出てきて手こずる時期でもあります。過ぎてもう一瞬なんですよ。

## 「るのバス」増便なし、 災害時避難所の耐震診断は後退

市民の切実な要望である「るのバス」の改善はまったくありません。災害時の住民の避難所になつていける学校体育館の耐震診断は、六校予定が二校に減り、耐震工事の予定はありません。耐震工事は学校を含めていつさい予算計上はありません。また生活保護世帯と七十五才以上の交通災害共済の公費負担も議会にかけないで全額削減をしてしまいました。近年は災害が多く国民は安全を望んでいます。時間もおかれており、あきる野市では十八校中たったの二校と安全が無視された新年度予算です。



## くらしと安全にこそ予算を

日本共産党市議会議員団長 戸沢 弘征  
市民の要望であり、日本共産党も議会でも提案してきた乳幼児医療費の無料化に対する所得制限が緩和されて九十八%の家庭で撤廃されます。横沢入りの里山保全のための予算三百二十五万円も計上されました。しかし市民の強い要望である「るのバス」の増便、災害時の避難所の耐震化などはありません。しかも市民の負担は増えました。早く「住民こそ主人公」の市政にしなければと痛感しています。

## 野良望

私たち昭和一けた生まれの世代の若い頃は、少ない若者が労働運動に取り組み、ソ連、中国が働く労働者の国であると思ひ、熱い視線をソ連、中国に寄せていた▼党に入り経験したことは、中国共産党が日本共産党に対し、「日本共産党は議会を通じて革命を」と言っているが、ブルジョア議会主義だ。革命は武力革命しかない」と言って日本共産党内の反党分子も使い、干渉分裂を画策したこと、日本共産党はこれと闘い、理論的にも組織的にも党を守り抜いたことだ。▼それから約四十年、時は流れた。昨年暮れ、中国共産党の代表団が来て、九項目の社会主義運動についての質問の回答を日本共産党に求めた。日本共産党が誠実に対応したこと、日本共産党の高い理論水準に、中国共産党の代表団が感激し、今後の交流を切望。私も長い党活動を振り返り、日本共産党員であることに誇りを噛みしめている毎日です。

たばた あずみ  
連絡先は☎550-6674

旧地権者ら「行政追随だ」

地権者ら逆転敗訴  
事業認定  
元地権者ら逆転敗訴  
事業認定



高裁の判決内容を伝える一般新聞紙面より

あきる野圏中央道訴訟 高裁が不当判決 住民本位の1審判決くつがえす

「ムダな開発は見直しを」に逆行する判断

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)インターチェンジの建設をめくり、東京都あきる野市の住民が土地強制収用手続きを取り消すよう求めた訴訟の判決が二月二十三日、東京高裁でありました。大妻多裁判長は圏央道は広域的視点からの公共の利益に資する」として、国土交通相の事業認定と都収用委員会の収用判決の取り消しを命じた一審判決を破棄し、強制収用を承認する判決を下しました。

騒音公害や大気汚染について 一審判決とまったく違う判断が

二〇〇四年四月の一審(藤山雅行裁判長は圏央道の建設について「相当範囲の住民に受忍限度を超える騒音被害を与え、大気汚染で相当重大な結果が発生するおそれがある」とし、事業認定の要件を満たしておらず違法と断罪しました。国土交通相と都収用委員会の収用判決を取り消す画期的な判決でした。ところがこの日の高裁判決は、一審判決の判断を全面的にくつがえしました。一審判決が詳細に検討した騒音公害や大気汚染の危険性について、国が作った環境影響評価が「影響が少ない」としたことを根拠なしに追認した家や先祖伝来の田畑を強制収用で奪われました。住民の鈴木進さんは判決後の記者会見で「先日、子ども二人と共に自宅の跡を見に行ったが、故郷がなくなっていたのにあぜんとしたと振り返りました。高裁判決は一審とまったく違い、国の言い分を検討もしないで繰り返して、住民のこの無念さを踏みにじるもの」です。

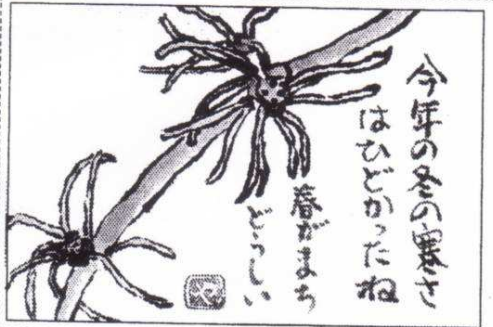
行政に対する 司法のチェック機能を放棄

「圏央道で渋滞緩和」とする国の主張についても、一審判決は「具体的な裏付けに欠ける」「期待感の表明にとどまるものもある」と指摘したうえで「圏央道までは必要ないとさえ認められる」と断罪しましたが、高裁判決は国の主張をそのまま認め住民の批判を退けました。行政に対する司法のチェック機能を放棄した不当な判断です。原告住民、支援者、弁護士は同日、声明を發表し「住民らが事実で指摘し続けてきた



土地を強制収用された原告団事務局長 鈴木 進さん 談

一審の判決があつてから二年近くたつていゝる。この間でも私たちの主張の正しさが次々と明らかになつた。私の家があつた所の真上に作られた道路は、談合で作られ、二人逮捕された。国交省から橋梁メーカー、四十七社に百九十人も天下つていゝる。二キロに二つのインターが誰の利益のために作られたかますます明らかになりつゝある。にもかかわらずこのような不当な判決。私たちは決して許さない。



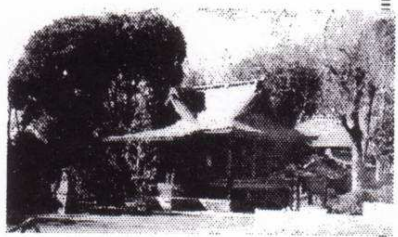
絵手紙 / 高橋泰子さん、瀬戸岡在住

今年の冬の寒さはひどかったね

二宮神社 (2)

第15回

歴史探訪



☆由来  
あきる野市の地図で見ると二宮は一番東側にあり、福生市に接しています。南には野辺・小川があり、現在のこの二宮・野辺・小川の三つの町内を一括した地域が、平安時代まで小川郷でした。こうした理由から

二宮神社は小川(小川)大明神として祀られていました。十一世紀初頭平安時代、朝廷は総社制度を設けました。総社とは参拝の便宜のため数カ所の祭神を一カ所に統合した神社を云いますが、この総社へ朝廷から諸国に赴任した地方官、即ち国司が巡拝します。武蔵の国の総社は府中の大國魂神社ですが、その傘下に秩父大宮など六つの所宮がありました。小河大明神は六所宮の二の次(二番目)にあたる神社とされて二宮神社となり、長い間、小河大明神・二宮大明神の名が併用されて呼ばれてきています。正式に二宮神社の社号になったのは明治初期のことです。御祭神は国常立尊(くにとこだちのみこと)です。この神は水の国の神霊と云われ、神社の鳥居の東側にある水源としての「お池」に関係すると思われるています。二宮神社は水の神様を祀っているでしょう。

草花 木崎秀治

俳句

夏ひとつ戸袋の蔭春隣 (安子)  
冬枯れて時帰る群れ雀 (下子)  
雪の原地蔵の赤きよたれかけ (勝代)  
羅布ウエイ見下ろす山の冬紅葉 (静子)  
臘梅を透かして空の深さかな (米里)  
をもちに煙のぼるや畦を焼き (照代)  
産上を踏み一月の背を伸ばす (かほる)  
雪明り餅の湯女の草津節 (香浩)